

入学料・授業料免除等申請書類

2019年度

(予定)	春季入学・前期			秋季入学・後期
配付	入学料	各学部, 研究科が定める合格発表の日から		
	授業料	新入生等	2018年12月中旬~2019年4月1日	合格発表の日から
		①~③ (※1)	2019年1月15日~2月6日	2019年7月8日~8月6日
提出	入学料	入学手続案内記載日まで		
	授業料	新入生	2019年3月7日~4月5日	2019年10月4日まで
		①	2019年2月7日~28日	2019年8月19日~9月6日
		②及び③	2019年3月4日~6日	
結果揭示	2019年6月28日			2019年11月29日
受付時間	午前: 9時~12時 午後: 13時~17時			

※日本学生支援機構給付型奨学金を受給予定の方は、この冊子ではなく別途申請が必要になりますので、窓口にお尋ねください。

※提出期限を過ぎてからの申請は受け付けませんので、提出期限を厳守してください。

長 崎 大 学

(※1) 新入生以外の区分

- ① 在学生 (学部, 大学院)
- ② 本学学部から大学院へ入学する者
- ③ 本学大学院修士(博士前期)課程から博士(博士後期)課程へ進学する者

入学料・授業料免除等申請における注意事項等

1 選考結果の発表

免除選考結果は、学生自身に NU-Web から確認していただきます。

(※掲示等による結果の貼り出しは行いません。)

前 期 分	後 期 分
2019年6月28日	2019年11月29日

※入学料免除・入学料徴収猶予申請者は必ず選考結果通知用封筒を作成し申請書と併せて提出してください。また、自宅外通学者で保証人(親等)への文書による免除選考結果通知が必要場合も同様に提出してください。電話等での問合せには応じません。

2 免除申請に必要な書類

申請書類の「入学料・授業料免除等申請時に必要な提出書類等」をご覧ください。必要な書類を揃えてください。また、各提出書類の記入要領及び注意事項を参照のうえ記入願います。

3 注意事項

- (1) 兄弟姉妹の「**就学者の証明書**」又は「**在学証明書**」の提出期限は、前期申請時は4月11日、後期申請時は10月11日までとします。
- (2) 提出期限を過ぎてからの申請は、如何なる理由があろうとも受け付けないので**提出期限を厳守**してください。
- (3) 書類の不備、記入もれ、記載内容が事実と相違する場合や所定欄に的確な記入のないものは、判定材料を欠くものとして受理しないことがあります。
また、**不備・不足がある場合は、選考から除外**しますので、**漏れなく取り揃えて**申請してください。
- (4) 「申請者」はあなた自身(=学生本人)です。
提出された申請書類をもとに審査をします。従って、その内容を確認するために家族状況などの事情について詳細にお尋ねしたり、追加して書類の提出を求めたりすることがありますので、答えられるようにしておいてください。
以上のことから、受付にあたっては原則として代理による申請及び郵送による申請は認めません。**申請者本人が申請書類を持参してください。**
- (5) 次に該当する場合は、申し出てください。
 - ① 申請書提出後、記載内容に変更が生じた場合。
 - ② 申請書提出後、休学若しくは退学をする場合。
- (6) 提出した書類は返却しません。次回申請等で必要な書類は必ずコピーを行ってください。
- (7) 申請する書類にA4サイズ未満の書類がある場合は、A4サイズの白紙(レポート用紙等)に必ず貼り付け、学生番号(新入生等の場合は受験番号)及び氏名を記入し、申請してください。
- (8) 日本語以外の証明書等には日本語訳を添付してください。
- (9) 申請内容に虚偽が判明した場合は、免除決定後であっても許可を取り消すことがあります。
- (10) **免除等申請書を提出した者は、免除等の許可又は不許可の決定があるまで入学料及び授業料を納付しないでください。(授業料で自動振替の手続きをしている場合、自動振替は行われません。)**
- (11) 例年、申請期間締切日に近づくと、**非常に混雑しておりますので、ゆとりある申請を心がけてください。**
- (12) 申請書類とチェックリストと一緒に提出してください。また、必ず冊子を持参ください。
- (13) **電話によるご相談は、固くお断りします。**

授業料免除における前後期一括申請の導入について

2019年度分より授業料免除における「前後期一括申請」を導入します。

この申請は、年間を通じて家計状況に変更がない場合、前期に提出いただいた書類で後期分の審査も行うというもので、今まで前期及び後期に行っていた申請を1度で済ませることができます。

(※審査は前期・後期それぞれで行いますので、前期の結果と後期の結果が必ずしも同じだとは限りません。)

以下に該当する方は一括申請できませんので、従来どおり前期及び後期に申請を行ってください。

なお、前期申請時から「家計状況」に変更がないか確認させていただくために、4月1日～6月30日までにNU-Web(学務情報システム)によるアンケート回答及び、7月1日～7月12日までに父母(1人親の場合はその人、父母がいない場合は家計支持者)の最新版の所得・課税証明書を提出していただきます。もし「家計状況」に変更があった場合は、アンケート回答の際に入力していただくメールアドレスに、個別に必要な追加書類の提出依頼をします。その場合は9月末までに追加提出していただきます。

<一括申請できないケース>

(学生自身)

- ・ 秋季入学の者(※入学年度は一括申請時期が終了しているため申請できませんが、翌年度からは一括申請可能です)
- ・ 年度途中で卒業・修了予定の者
- ・ 年度内に休学を予定している者

【前後期一括申請をした場合のスケジュール】

内容	在學生	新入生
申請書類の配布	1/15～2/6	合格発表(12月以降)～4/1
申請書類の提出	在學生：2/7～2/28 進學者：3/4～3/6	3/7～4/5
アンケート(家計状況確認)の回答	4/1～6/30(NU-Webから回答)	4/1～6/30(NU-Webから回答)
前期免除結果発表	6/28(NU-Webで確認)	6/28(NU-Webで確認)
前年(H30)所得課税証明書の提出	7/1～7/12(取得は6月から可能) 一般申請：父母のみ(本人分は不要) 独立生計、留學生：本人及び配偶者	7/1～7/12(取得は6月から可能) 一般申請：父母のみ(本人分は不要) 独立生計、留學生：本人及び配偶者
追加書類の提出依頼	7月中旬を予定(個別にメールにて依頼)	7月中旬を予定(個別にメールにて依頼)
追加書類の提出	9/30	9/30
後期免除結果発表	11/29(NU-Webで確認)	11/29(NU-Webで確認)

授業料免除における前後期一括申請した場合の アンケート画面（予定）

NU-Web 学務情報システム

HOME 学生情報 入入学・授業7
アンケート 掲示 緊急連絡 その他 就職・進路 海外渡航

アンケート作成 アンケート回答・集計結果照会 アンケート集計処理 設問テンプレート登録

新着情報

あなた宛の新着情報があります。
アンケートに回答してください。

お知らせ

学生の意見が学長に直接届く「学
長目安箱」を開始しました。
下記リンクからご利用ください。
[学長目安箱](#)

MYスケジュール

2019年1月

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2019/01/08(Tue)
登録されている予定はありません

よく使うメニュー

- 学生関連情報
- シラバス参照
- アンケート回答・集計結果照
会
- 掲示板

アンケート作成/回答

タイトル 【授業料免除関係】家計状況の報告

1) 授業料免除の前後期一括申請を希望される方は、学生番号を入力してください。【記述式 10文字以内】(回答必須)

2) 授業料免除の前後期一括申請を希望される方は、日常使用しているメールアドレスを記入してください。【記述式 30文字以内】(回答必須)

3) 前期申請時から現在における家計状況について、該当する項目を選択してください。(回答必須)

a. 変更があった

b. 変更がなかった

4) 設問3で「変更があった」を選択された方にお尋ねします。
該当する変更内容全てにチェックを入れてください。

a. 前年度10月から3月の間に退職金による臨時収入があった

b. 前年度10月から3月の間に保険金による臨時収入があった

c. 前年度10月から3月の間に株や不動産譲渡等による臨時収入があった

d. (一般申請) 父母に就職又は転職があった

e. (一般申請) 父母に退職があった

f. (一般申請) 父母に休職があった

g. (独立申請又は留学生) 自分に就職又は転職があった

h. (独立申請又は留学生) 父母に退職があった

i. (独立申請又は留学生) 父母に休職があった

1/1

授業料免除申請に係る収入限度額の目安（半額免除の場合）

（※入学金免除・徴収猶予はその年の予算や申請状況で大きく変動があるため目安はありません）

例年、授業料免除申請者の中に、世帯の収入が家計基準額を超過した者が多く見受けられます。

申請にあたっては、下記の収入限度額を目安としてください。ただし、この目安額は以下の条件で算定していますので、所得の種類、世帯の構成、通学形態や家庭の特別の事情（母子・父子世帯、身体等に障害のある者、長期療養を必要とする者、家計支持者が単身赴任している者）などの有無によって異なってきますので、ご留意願います。

条件：収入・所得限度額 文部科学省が定めた平成15年度「半額免除」の収入基準額を適用

父＝家計支持者 母＝専業主婦 の場合

世帯の家族構成 1名：留学生若しくは独立生計者として認定された者

3名：本人と両親

4名：本人、両親及び公立高校生（自宅通学）

5名：本人、両親、公立高校生及び公立中学生（自宅通学）

1 給与所得の場合（単位：千円）

この表の金額は、源泉徴収票の支払金額で給与所得控除前の収入金額をさします。また、年金等の金額を含むものとします。

区分	世帯人員	学部学生	大学院生（修士）	大学院生（博士）
自宅通学	1名	3,670	3,880	4,900
	3名	5,650	6,050	7,530
	4名	6,450	6,780	8,210
	5名	6,900	7,230	8,780
自宅外通学	1名	4,300	4,515	5,540
	3名	6,280	6,640	7,970
	4名	6,920	7,220	8,650
	5名	7,340	7,670	9,220

2 給与所得以外の場合（商業、工業、林業、水産業及び農業所得等）（単位：千円）

確定申告の売上（収入）金額から必要経費を差し引いた税込み営業利益等の所得金額をさします。

区分	世帯人員	学部学生	大学院生（修士）	大学院生（博士）
自宅通学	1名	1,950	2,100	2,820
	3名	3,340	3,620	4,950
	4名	3,900	4,200	5,630
	5名	4,320	4,650	6,200
自宅外通学	1名	2,390	2,540	3,260
	3名	3,780	4,060	5,390
	4名	4,340	4,640	6,070
	5名	4,760	5,090	6,640

< 注意事項 >

免除の選考は、申請資格を有する者（**学業優秀と認められ、経済的に授業料の納付が困難な者**）に対して行われます。**学業成績基準は、申請者本人が所属する学部・学科・専攻等の中で成績順位が上位2分の1以上**であること、収入基準は本学が定める所定の金額を世帯の収入が下回ること、この2つの基準を満たした場合に免除が可能となります。**ただし、条件を満たした場合であっても、予算の範囲以内で授業料免除が行われるため、必ずしも免除されるとは限りません。**

【一般申請者】提出書類

並べる 順番	提出書類	確認事項	
	チェックリスト(一般用) P35	※受験番号、学生番号、申請者氏名を記入のうえ、準備した書類に✓印をつけること	【必ず提出】
1	入学金・授業料免除申請書・家庭調書(本学様式)	※P14・P15の記入要領を確認すること ※両親の「現在の職業の就職年月」に誤って生年月日を記載していることが多いので、注意すること	【必ず提出】
2	住民票(市区町村発行)	※本人・家庭調書に記載されている同一生計者全員分(別居している就学者の兄弟姉妹を含む) ※個人番号(マイナンバー)の記載がないものを提出すること	【必ず提出】
3	所得・課税証明書(世帯)(市区町村発行)	※本人及び16歳以上の家族(無収入者を含む) ただし、兄弟姉妹で就学者(夜間・通信制は除く)の場合、提出不要 ※父母(一人親の場合はその人、父母がいない場合は家計支持者)は、所得・課税証明書と共に「17」「18」「23」等の収入に関する該当書類も提出	【必ず提出】
7	無職の申立書(本学様式)	※18歳以上の家族で無職者(高齢者で年金受給者は不要)	該当者のみ
8	母子・父子世帯の申立書(本学様式)	※母子世帯・父子世帯の者が提出	該当者のみ
9	在学証明書(各学校所定の書式)	※兄弟姉妹、配偶者、子等に高等学校以上の就学者がいる場合提出すること ※前期:証明日4月1日以降のものを4月11日迄に提出, 後期:証明日10月1日以降のものを10月11日迄に提出	該当者のみ
	就学者の証明書(本学様式)	※専修学校在学者の場合は、就学者の証明書(本学様式)を提出すること ※前期:証明日4月1日以降のものを4月11日迄に提出, 後期:証明日10月1日以降のものを10月11日迄に提出	該当者のみ
10	前年度授業料免除状況証明書(本学様式)	※兄弟姉妹、配偶者、子等が国立の大学に在学(新1年生も必要)している場合	該当者のみ
11	長期療養証明書(前期用)(後期用)(本学様式)	※療養期間が6カ月以上の長期療養者が、医師の証明を得、「長期療養に関する申立書」と併に提出すること	該当者のみ
	長期療養に関する申立書(本学様式)	※該当する欄に記入し、「長期療養証明書」と併に提出すること	該当者のみ
	源泉徴収票(本学様式①-1でも可)(コピー)	※2018年分源泉徴収票を、証明書貼付台紙(本学様式)・A4用紙に貼付するか、A4用紙にコピーし提出	該当者のみ
17	給与支払(見込)証明書(本学様式①-2でも可)又は最近3カ月分の給与明細書および賞与明細書(コピー)	※2018年・2019年途中に就職(パート・アルバイトを含む)した場合、2018年分源泉徴収票と併せて最近3カ月の給与明細書・賞与明細書をA4用紙に貼付するか、A4用紙にコピーし提出	該当者のみ
	事業所税申告書(表紙の写)及び附属書類(控のコピー)	※同族会社役員は、直近の事業年度の事業所税申告書(表紙の写)及び附属書類のうち、損益計算書、同族会社の判定に関する明細書(別表第二)、役員報酬手当及び人件費の内訳書を提出すること(控のコピー)	該当者のみ
18	確定申告書第1表・第2表・収支内訳書、青色申告決算書(控のコピー)	※2018年分確定申告書(控のコピー)を提出 ※税務署の受付印がない場合・電子申告の場合はP19を参照	該当者のみ
	市区町村県民税・国民健康保険税申告書(控のコピー)	※2019年度申告書(控のコピー)を提出	該当者のみ
	申請者の世帯の年間収支説明書(本学様式)	※主たる家計支持者が給与所得以外の場合、必ず提出 ※「申請者の世帯の年間収支説明書」裏面の【記入にあたっての説明事項】参照	該当者のみ
19	申立書(本学様式)	※特に説明を必要とする場合に提出 ※「申立書」裏面の【参考例】を参照	該当者のみ
20	選考結果通知用封筒(切手付)定型封筒(長3封筒)	※入学金免除・徴収猶予申請者は必須 ※自宅外生で郵送による免除結果の通知を希望する場合に提出 ※P31参照	希望者のみ
21	退職証明書	※退職日・退職金・退職金支給日等が記載されたもの ※新入生:申請前1年以内に退職した者が提出 ※新入生以外:申請前半年以内に退職した者が提出	該当者のみ
22	休職証明書	※休職期間及び休職中の給与形態が記載されたもの ※新入生:申請前1年以内に休職した者が提出 ※新入生以外:申請前半年以内に休職した者が提出	該当者のみ
23	年金額改定通知書・年金源泉徴収票など(コピー)	※年金・恩給等受給者が提出 ※受給額がわかる書類(最新のもの)	該当者のみ
24	保護変更決定通知書・保護決定通知書など(コピー)	※生活保護受給者が提出 ※保護変更決定通知書は、直近2回分を提出	該当者のみ
25	児童手当・児童扶養手当支払通知書(コピー)	※児童手当・児童扶養手当受給者が提出 ※受給額が分かる書類又は預金通帳の写でも可(最新のもの)	該当者のみ
26	雇用保険受給資格者証(コピー)又は失業保険金給付額明細書(コピー)	※雇用保険受給者が「7」と併に提出	該当者のみ
27	傷病手当受給を証する書類(コピー)	※傷病手当受給者が提出	該当者のみ
28	破産債権届出書(コピー)	※給与、退職金等の債権保全手続きをした者が提出	該当者のみ
29	廃業届(コピー)	※自営業を2018年1月以降に廃業した者が提出	該当者のみ
30	障害者手帳(コピー)又は療育手帳(コピー)	※身体等に障害のある者が提出	該当者のみ
31	健康管理手当証書等の支給内容を証明する書類(コピー)	※被爆者援護法等による各種手当を受給している場合、健康管理手当・医療特別手当・特別手当・保健手当・介護手当等の証書	該当者のみ
32	特定疾病医療受療証(コピー)	※特定疾病により療養中の者が「11」と併に提出	該当者のみ
33	主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に伴う支出状況報告書(本学様式)光熱水料等の領収書	※主たる家計支持者が勤務の都合で別居(単身赴任)の場合に提出 ※単身赴任手当の支給がある場合は、給与明細書(1ヶ月分)も提出 ※単身赴任者の光熱水料等領収書3ヶ月分(口座引落の場合、預金通帳(コピー)でも可)	該当者のみ
34 35	死亡診断書他、P8記載の書類	※新入生:申請前1年以内に学資負担者が死亡した場合又は本人若しくは学資負担者が被災し、将来長期にわたり困窮状態が見込まれる場合 ※新入生以外:申請前半年以内に学資負担者が死亡した場合又は本人若しくは学資負担者が被災し、将来長期にわたり困窮状態が見込まれる場合	該当者のみ

3.所得・課税証明書(市区町村発行)

本人及び同居している16歳以上の就学者以外の家族分も必要。父母については、これと併せて源泉徴収票等(又は確定申告書等)の給与等に関するを提出すること。

17.源泉徴収票
18.確定申告書
23.年金に関する書類

上記等の、所得・課税証明書以外の収入に関する書類は、父母のみ提出すること。本人や父母以外の家族については、所得・課税証明書以外の収入に関する書類は不要なので注意すること。

【独立生計申請者】提出書類

※独立生計申請者とは、大学院の研究科に在学する者及び学部学生で社会人特別選抜により入学した者で以下の要件すべてを満たす者

- (1) 所得税法上、父母等の扶養家族でない者
- (2) 父母と別居している者
- (3) 本人(配偶者がある場合は配偶者を含む)に収入があり、授業料を支払える経済力を有する者

並べる 順番	提出書類	確認事項	
	チェックリスト(独立生計用) P37	※受験番号、学生番号、申請者氏名を記入のうえ、準備した書類に✓印をつけること	【必ず提出】
1	入学料・授業料免除申請書・家庭調書(本学様式)	※P14・P15の記入要領を確認すること	【必ず提出】
2	住民票(市区町村発行)	※本人、その家族(配偶者、子、 父母) ※個人番号(マイナンバー)の記載がないものを提出すること	【必ず提出】
3	所得・課税証明書(世帯)(市区町村発行)	※市区町村で取れる最新のもの ※本人・その家族(配偶者、子、 父母)16歳以上(無収入者を含む) ※扶養している子で就学者(夜間・通信制は除く)の場合は、提出不要 ※本人・配偶者、子(就学者を除く)で収入(所得)がある者は、「17」、「18」の該当書類も提出	【必ず提出】
4	本人の収入状況申立書(本学様式)	※短期アルバイトも記入すること(源泉徴収票、給与明細等を併せて提出すること)	【必ず提出】
5	奨学金受給状況申立書(本学様式)	※受給が無い者は「受給なし」、その他の奨学金受給者は「給付」か「貸与」にチェック	【必ず提出】
6	経歴等の申立書(本学様式)	※前年度予備校生又は社会人、編入学生が対象	【必ず提出】
7	無職の申立書(本学様式)	※18歳以上の家族で無職者(高齢者で年金受給者は不要)	該当者のみ
9	在学証明書(各学校所定の書式)	※配偶者、扶養している子に高等学校以上の就学者がいる場合提出すること ※前期: 証明日4月1日以降のものを4月11日迄に提出、後期: 証明日10月1日以降のものを10月11日迄に提出	該当者のみ
	就学者の証明書(本学様式)	※専修学校在学者の場合は、就学者の証明書(本学様式)を提出すること ※前期: 証明日4月1日以降のものを4月11日迄に提出、後期: 証明日10月1日以降のものを10月11日迄に提出	該当者のみ
10	前年度授業料免除状況証明書(本学様式)	※配偶者、扶養している子が国立の大学に在学(新1年生も必要)している場合	該当者のみ
11	長期療養証明書(前期用)(後期用)(本学様式)	※療養期間が6か月以上の長期療養者が、医師の証明を得、「長期療養に関する申立書」と併に提出すること	該当者のみ
	長期療養に関する申立書(本学様式)	※該当する欄に記入し、「長期療養証明書」と併に提出すること	該当者のみ
12	(大学院等独立生計認定用)独立生計申立書(本学様式)	※1ヶ月あたりの経済生活状況等を記入して提出すること	【必ず提出】
14	健康保険証(コピー)	※本人とその家族(配偶者、子)及び 父母 の健康保険証(コピー)	【必ず提出】
15	光熱水料等の領収書(住居費・電気・ガス・水道)1か月分(コピー)	※住居費・電気・ガス・水道の支払いを確認できる領収書1ヶ月分(コピー)又は引き落とされている預金通帳(コピー)	【必ず提出】
16	預金通帳(コピー)	※本人及び配偶者の預金通帳(コピー)を提出。口座名義が記載されたページと残高が記載されたページを併せて提出すること。	【必ず提出】
17	源泉徴収票(本学様式①-1でも可)(コピー)	※2018年分源泉徴収票を、証明書貼付台紙(本学様式)・A4用紙に貼付するか、A4用紙にコピーし提出	該当者のみ
	給与支払(見込)証明書(本学様式①-2でも可)又は最近3カ月分の給与明細書および賞与明細書(コピー)	※2018年・2019年途中に就職(パート・アルバイトを含む)した場合、2018年分源泉徴収票と併せて最近3カ月の給与明細書・賞与明細書をA4用紙に貼付するか、A4用紙にコピーし提出	該当者のみ
	事業所税申告書(表紙の写)及び附属書類(控のコピー)	※同族会社役員は、直近の事業年度の事業所税申告書(表紙の写)及び附属書類のうち、損益計算書、同族会社の判定に関する明細書(別表第二)、役員報酬手当及び人件費の内訳書を提出すること(控のコピー)	該当者のみ
18	確定申告書第1表・第2表・収支内訳書、青色申告決算書(控のコピー)	※2018年分確定申告書(控のコピー)を提出 ※税務署の受付印がない場合・電子申告の場合はP19を参照	該当者のみ
	市区町村県民税・国民健康保険税申告書(控のコピー)	※2019年度申告書(控のコピー)を提出	該当者のみ
	申請者の世帯の年間収支説明書(本学様式)	※主たる家計支持者が給与所得以外の場合、必ず提出 ※「申請者の世帯の年間収支説明書」裏面の【記入にあたっての説明事項】参照	該当者のみ
19	申立書(本学様式)	※特に説明を必要とする場合に提出 ※「申立書」裏面の【参考例】参照	該当者のみ
20	選考結果通知用封筒(切手付)定型封筒(長3封筒)	※ 入学料免除・徴収猶予申請者は必須 ※郵送による免除結果の通知を希望する場合に提出 ※P31参照	希望者のみ
21	退職証明書	※退職日・退職金・退職金支給日等が記載されたもの ※新入生: 申請前1年以内に退職した者が提出 ※新入生以外: 申請前半年以内に退職した者が提出	該当者のみ
22	休職証明書	※休職期間及び休職中の給与形態が記載されたもの ※新入生: 申請前1年以内に休職した者が提出 ※新入生以外: 申請前半年以内に休職した者が提出	該当者のみ
23	年金額改定通知書・年金源泉徴収票など(コピー)	※年金・恩給等受給者が提出 ※受給額がわかる書類(最新のもの)	該当者のみ
25	児童手当・児童扶養手当支払通知書(コピー)	※児童手当・児童扶養手当受給者が提出 ※受給額が分かる書類又は預金通帳の写でも可(最新のもの)	該当者のみ
26	雇用保険受給資格者証(コピー)又は失業保険金給付額明細書(コピー)	※雇用保険受給者が、「7」と併に提出	該当者のみ
30	障害者手帳(コピー)又は療育手帳(コピー)	※身体等に障害のある者が提出	該当者のみ
35	被害状況届出書(本学様式)、被災(罹災)証明書他、P8記載の書類	※新入生: 申請前1年以内に本人が被災し、将来長期にわたり困窮状態が見込まれる場合 ※新入生以外: 申請前半年以内に本人が被災し、将来長期にわたり困窮状態が見込まれる場合	該当者のみ

独立生計者は、基本的に本人及び配偶者、子の書類を提出する。
ただし、下記の書類については父母の分も提出が必要なので注意すること。
2. 住民票
3. 所得・課税証明書(市区町村発行)
14. 健康保険証

【留学生申請者】提出書類

並べる 順番	提出書類	確認事項	
	チェックリスト(留学生用) P39	※受験番号、学生番号、申請者氏名を記入のうえ、準備した書類に✓印をつけること	【必ず提出】
1	入学料・授業料免除申請書・家庭調書(本学様式)	※P14・P15の記入要領を確認すること ※両親の氏名・年齢・現在の職業は必ず記入すること ※本人通学区分は「1 自宅」	【必ず提出】
3	所得証明書(市区町村・本国発行)	※市区町村で取れる最新のもの ※1月1日現在に住民登録をしていた日本国内の市区町村で発行 ※本人・日本に滞在している家族の16歳以上の者全員 ※収入(所得)がある者は、所得証明書と併せて「17」の該当書類も提出 ※本国にいる両親及び配偶者の勤める事業所が発行した所得証明書を、日本語訳を添付すること	【必ず提出】
4	本人の収入状況申立書(本学様式)	※短期アルバイトも記入すること(源泉徴収票、最近3ヶ月の給与明細等を併せて提出すること)	【必ず提出】
5	奨学金受給状況申立書(本学様式)	※受給が無い者は「受給なし」、その他の奨学金受給者は「給付」か「貸与」にチェック	【必ず提出】
6	経歴等の申立書(本学様式)	※前年度予備校生又は社会人、編入学生が対象	【必ず提出】
13	事情聴取調書(本学様式)	※日本における世帯人員の記入漏れが多いので必ず記入すること ※指導教員等の面接を受け、コメントを記入してもらうこと	【必ず提出】
9	在学証明書(各学校所定の書式)	※日本に滞在している配偶者、扶養している子に高等学校以上の就学者がいる場合提出すること ※前期:証明日4月1日以降のものを4月11日迄に提出, 後期:証明日10月1日以降のものを10月11日迄に提出	該当者のみ
	就学者の証明書(本学様式)	※専修学校在学者の場合は、就学者の証明書(本学様式)を提出すること ※前期:証明日4月1日以降のものを4月11日迄に提出, 後期:証明日10月1日以降のものを10月11日迄に提出	該当者のみ
10	前年度授業料免除状況証明書(本学様式)	※日本に滞在している配偶者、扶養している子が国立の大学に在学している場合	該当者のみ
	国費外国人留学生証明書(本紙)	※日本に滞在している配偶者、扶養している子が国費外国人留学生の場合、本紙を提出すること	該当者のみ
17	源泉徴収票(本学様式⑰-1でも可) (コピー)	※2018年分源泉徴収票を、証明書貼付台紙(本学様式)・A4用紙に貼付するか、A4用紙にコピーし提出	該当者のみ
	給与支払(見込)証明書(本学様式⑰-2 でも可)又は最近3カ月分の給与明細書 および賞与明細書(コピー)	※2018年・2019年途中に就職(パート・アルバイトを含む)した場合、2018年分源泉徴収票と併せて最近 3カ月 の 給与明細書・賞与明細書 をA4用紙に貼付するか、A4用紙にコピーし提出	該当者のみ
19	申立書(本学様式)	※特に説明を必要とする場合に提出 ※「申立書」裏面の【参考例】参照	該当者のみ
20	選考結果通知用封筒(切手付) 定型封筒(長3封筒)	※ 入学料免除・徴収猶予申請者は必須 ※郵送による免除結果の通知を希望する場合に提出 ※P31参照	希望者のみ

※以下の書類は、本人・日本に滞在している家族の分をA4用紙に貼付するか、A4用紙にコピーして提出すること

並べる 順番	提出書類	確認事項	
	在留カード(コピー)又は 外国人登録証(コピー)	※在留カード(コピー)を提出する場合、ビザ及び資格外活動許可証は提出不要 ※裏面がある場合は、裏面もコピーすること	【必ず提出】
	パスポート(コピー)		【必ず提出】
	ビザ(コピー)	※在留期限切れに注意すること	【必ず提出】
	資格外活動許可証(コピー)	※長崎大学で働いている場合、提出不要	該当者のみ
	国民健康保険証(コピー)	※有効期限切れに注意すること	【必ず提出】
	アパートの契約書(コピー)	※国際交流会館に入居している場合も必要	【必ず提出】
	預金通帳(コピー)	※口座名義の記載されたページ及び金額の記載された最新のページと併せて提出すること	【必ず提出】
	光熱水料等の領収書(コピー) (住居費・電気・ガス・水道)	※住居費・電気・ガス・水道の支払いを確認できる領収書1ヶ月分(コピー)又は引き落とされている預金通帳(コピー)	【必ず提出】
25	児童手当・児童扶養手当支払通知書 (コピー)	※児童手当受給者が提出 ※受給額が分かる書類又は預金通帳の写でも可(最新のもの)	該当者のみ

よくある質問

	質問	回答
申請手続きについて	提出期間に日本にいないため、申請できません。	やむをえない事情により期間内に書類を提出できない場合は、事前に学生支援センター経済支援コーナー（文教地区）へご相談いただくことが原則となります。 この場合、提出期限より前に提出していただくこととなります。 提出期限より後の提出はいかなる場合も認められません。
	提出期間に教育実習があるため申請できません。	
	初めて申請しますが、何の書類を集めれば良いのでしょうか。	各家庭の状況により申請する書類が異なるため、お答えすることができません。本申請要領の提出書類又は、配布する申請冊子のP6～P13をご覧ください。 初めて申請する学生に対しては、窓口で申請書類を配布する際に説明を行っています。なお、電話による必要書類についての個別説明はお断りさせていただいております。
	奨学金を受給しているが、授業料（入学科）免除の申請を行えますか。	奨学金を受給していても、授業料免除の申請を行えます。
	前期に授業料免除の申請を行い免除になりましたが、後期も申請の必要がありますか。	前期申請時に“前後期一括申請”を選択して、アンケート回答や「所得・課税証明書」の追加提出等の手続きを完了した場合、後期の申請及び書類提出は不要です。（審査は前期と後期でそれぞれ行われますので、結果が変わる場合があります。） アンケート回答や「所得・課税証明書」の追加提出等を期限内に行わなかった場合、また前期申請時に“前後期一括申請”を選択しなかった場合は、後期も前期と同様の申請書類一式を提出していただけます。
【一般申請者】提出書類について	同一生計の家族の「所得・課税証明書」と「源泉徴収票」は両方必要ですか。	父母については両方必要です。自営業の場合でも、「所得・課税証明書」と「確定申告に係る書類」の両方を提出してください。 また「給与所得にかかる市民税・県民税額の決定通知書」では「源泉徴収票」にかえることはできませんのでご注意ください。
	親が自営業です。確定申告の書類が免除申請の時期に間に合いませんが、どうしたらいいですか？	申請日には確定申告以外の書類を持参いただき、確定申告後すみやかに「確定申告に係る書類」を提出してください。 その際、「家庭調書」の収入状況は空白でかまいません。
	兄弟等が4月に高校（又は大学等）入学する予定の場合、「在学証明書」はどうしたらいいですか。	前期申請時の「在学証明書」は、4月1日以降に発行したものを提出していただいておりますので、入学後に入手していただき、4月11日までに提出してください。 入学直後で学校の証明が期限内に間に合わない場合は必ず、事前に連絡して下さい。
	高校生以上の就学者の在学証明は学生証のコピーでもよいですか。	コピーでは受付できません。 「（本学様式⑨）就学者の証明書」又は各学校が発行する「在学証明書」を提出してください。 ※専門学校・専修学校の場合は、必ず「（本学様式⑨）就学者の証明書」で提出してください。
	母親が2019年から仕事に就いて（転職して）、収入を証明する書類がありませんが、何を提出すれば良いですか。	勤務先で、「（本学様式⑩-2）給与支払（見込）証明書」の必要事項を記入してもらい提出してください。
	学生本人のアルバイト、奨学金に関する証明書は必要ですか。	一般申請者の場合、不要です。 ただし、市区町村発行の「所得・課税証明書」は提出してください。
独立生計申請について	独立生計申請とは何ですか。	独立生計申請者とは、大学院の研究科に在学する者及び学部学生で社会人特別選抜により入学した者で以下の要件すべてを満たす者を指します。 (1) 所得税法上、父母等の扶養家族でない者 (2) 父母と別居している者 (3) 本人（配偶者がある場合は配偶者を含む）に収入があり、授業料を支払える経済力を有する者
	独立生計申請では、自分の両親の書類は不要ですか。	以下の書類のみ、提出が必要です。 ・住民票 ・所得・課税証明書（市区町村発行） ・保険証（コピー）
	独立生計者が前後期一括申請をした場合、7月に提出する「所得・課税証明書」は、誰のものを提出すればよろしいのですか。	本人及び配偶者のものだけ提出してください。
前後期一括申請について	前後期一括申請とは何ですか。	前期申請時に“前後期一括申請”を選択した場合、4月～6月にNU-Webによるアンケート回答及び、7月上旬に「所得・課税証明書」の提出を行えば、後期の書類提出を省略することができます。 家計に変更があった場合は、アンケート回答時のメールアドレスに、追加書類の提出依頼のメールをこちらからお送りします。
	前期申請時から後期にかけて、何も家計や家族の状況に変更がない場合は、何もしなくて大丈夫なのですか。	4月～6月のNU-Webからアンケート回答し、7月上旬に「所得・課税証明書」を提出していただければ、以後の手続きは一切不要です。 ただし、「所得・課税証明書」の内容を確認して、こちらから追加書類の提出の依頼をする場合がありますのでご注意ください。
	前期の書類提出以降に、家計の状況が変わった（父母が転職、退職した）場合はどうすればいいのですか。	4月～6月のアンケート回答の際に、“変更有”と答えてその内容の選択肢を選んでいただけます。その内容に応じて7月～8月頃にこちらから追加書類の提出を依頼するメールを送りますので、そのメールの指示に従ってください。
	前期申請以降に、親が転職した場合又は、一時金（退職金、保険金、不動産譲渡や株による収入）があった場合、手続きは必要ですか。	追加書類の提出が必要です。4月～6月のアンケートでその旨を必ず回答してください。 アンケートの際に入力いただいたメールアドレスに、追加書類提出依頼のメールをお送りいたします。
	兄弟姉妹が大学4年生で、4月からは就職予定です。「（様式⑩）前年度授業料免除状況証明書」の提出は必要ですか？	必要ありません。 その兄弟姉妹が就職後、両親と同居であれば「住民票」及び「所得・課税証明書」のみ提出し、別居する場合は、書類の提出及び「家庭調書」への記入も不要です。
	兄弟姉妹が4月の時点では在学していたが、10月には休学（又は卒業・退学）するが、手続きは必要ですか。	アンケートに“変更有”と答えて、その内容の選択肢を選んでいただけます。 10月から休学・卒業・退学する場合は追加の提出不要ですが、10月から復学・入学する場合は「在学証明書」を追加提出していただけます。
その他	授業料（入学科）免除の許可となる基準があれば教えてください。	世帯人数等家計状況や成績状況・学年などによって基準は変わりますので一概にはいえません。また、基準内であっても、予算の都合上許可にならない場合があります。必ずしも免除になるとは限りませんので、免除にならなかった場合の方策についても、必ず考えておくようにしてください。
	学業優秀とは、どういったことですか。	学部、学科等の上位1/2以上となります。
	選考をクリアした場合、免除となるのですか。	選考をクリアしても、予算の都合上、免除とならないことがありますこと、御了承ください。
	授業料の口座の引き落とし設定を行っているが、免除を申請した場合、授業料の引き落としはどうなります。	免除を申請していない場合、前期分は4月下旬、後期は10月下旬に口座から引き落とされます。 免除を申請した場合、こちらで自動的に口座の引き落としを止め、申請の結果半額免除又は不許可だった場合には、前期分は7月下旬、後期分は12月下旬に口座から引き落とされます。

よくある書類不備

○ 自分自身の「所得・課税証明書」を忘れる。

➔ 前期申請時には学生本人の課税か非課税かの状況を確認するために提出が必要となります。

ただし、前後期一括申請をされる方の7月の追加提出時においては、本人用は不要です。

○ 父母の「所得・課税証明書」及び「源泉徴収票」について、一方しか持ってこない。

➔ 一般申請の場合、父母については必ず両方が必要となりますので、ご準備ください。

○ 提出不要な自分や兄弟姉妹のアルバイトの「源泉徴収票」を持ってくる。

➔ 一般申請においては、「源泉徴収票」は父母の分のみが対象となります。

本人及び兄弟姉妹の収入については、「所得・課税証明書」のみを提出してください。

○ 兄弟姉妹の在学証明書の日付が違う

➔ 前期：証明日が4/1以降のものを4/11までに提出してください。

後期：証明日が10/1以降のものを10/11までに提出してください。

上記より証明日が早いものについては受理いたしません。再度提出いただきます。